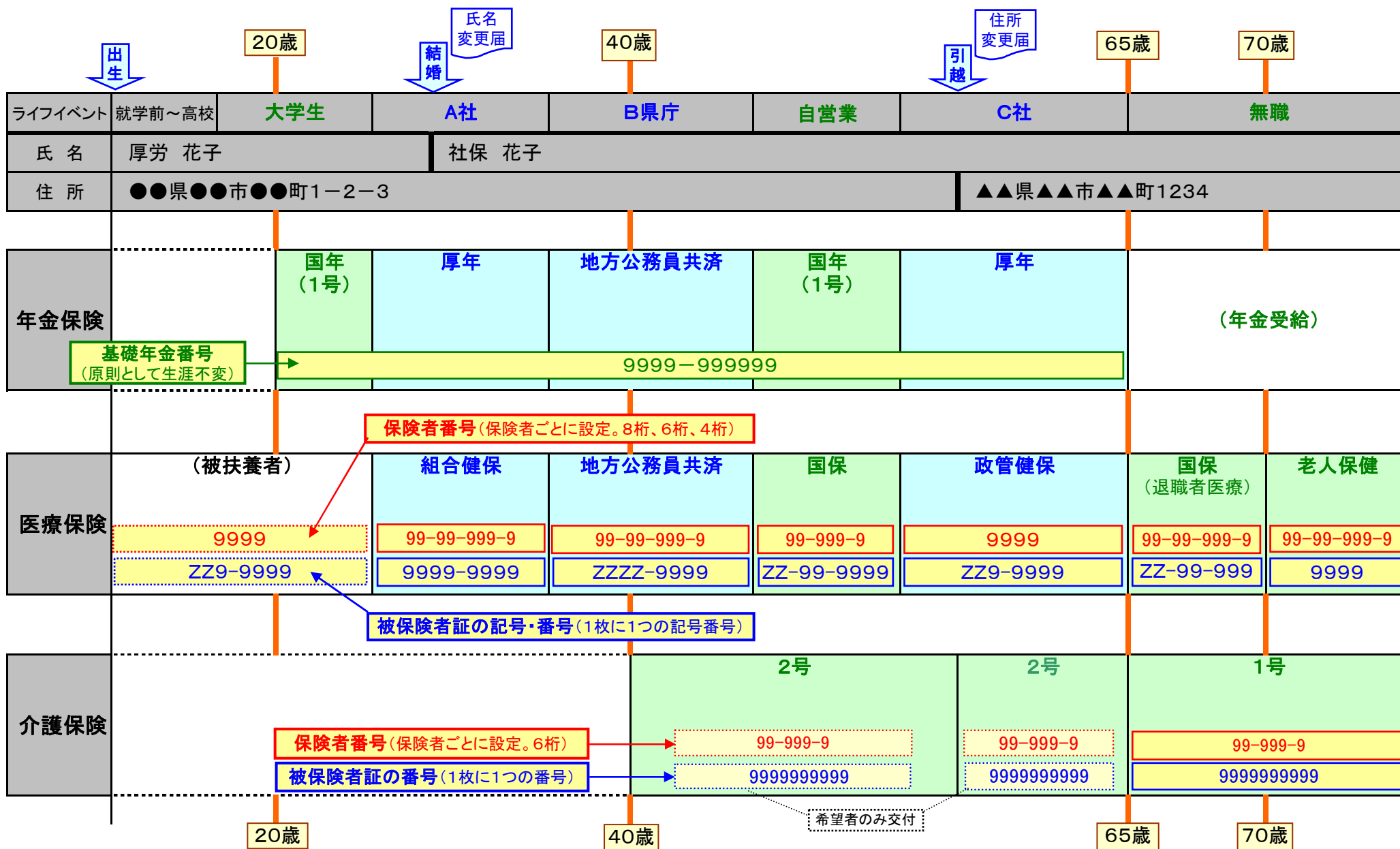


■年金・医療・介護保険制度における被保険者資格の得喪等について(イメージ)



※ 介護保険(2号被保険者)の対象者は、40歳～64歳の医療保険加入者であり、保険料は当該医療保険者が徴収し、一括して納付している。また、2号被保険者の介護保険被保険者証は、希望により交付される。
 ※ 医療保険及び介護保険においては、保険者異動によって被保険者番号が変更される。